

4. 環境保全活動の経緯

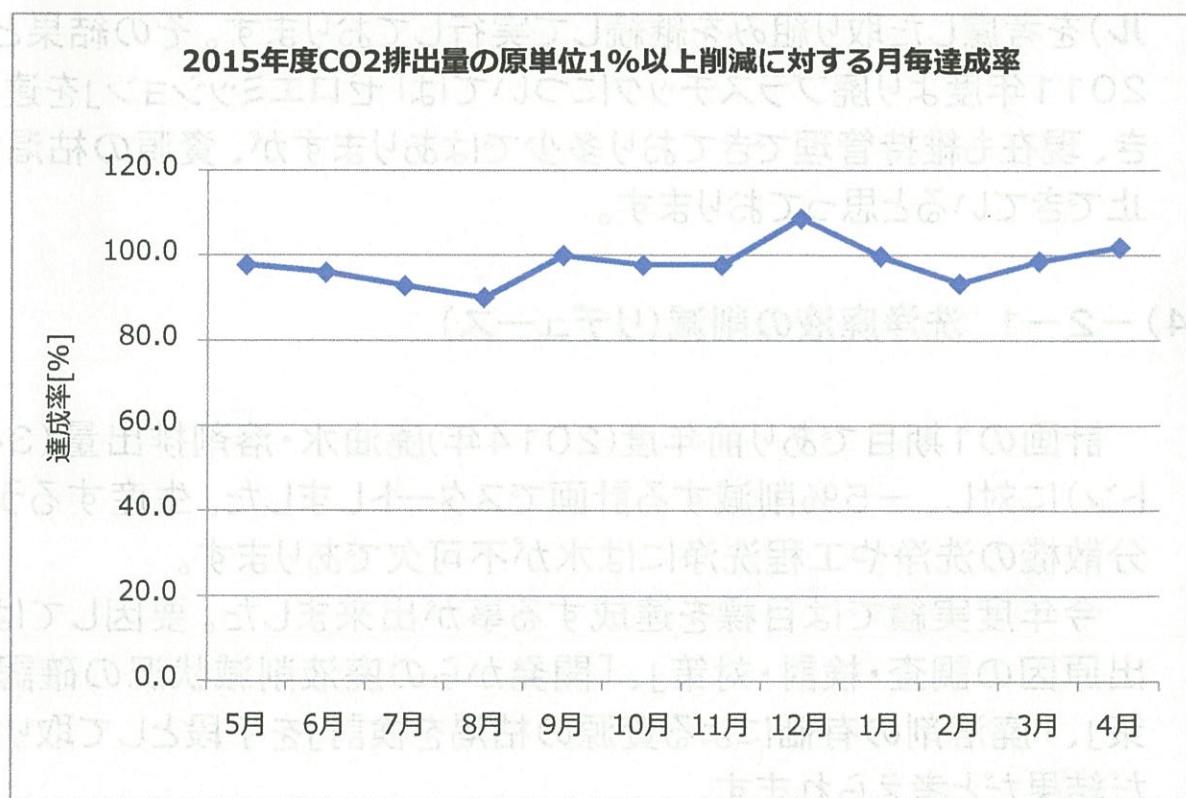
4)－1 省エネルギー(温暖化ガスの排出削減)

弊社は、省エネ法第一種指定工場の指定を受け、総括的エネルギーの削減に取り組んでおります。

今まで取り組んでおりました省電力については、2010年度まで1999年(100として)比原単位でこの10年間で年平均93.40まで省電力しました。

2012年度より法改正及び世間情勢等を考慮し、目標をCO₂の排出量削減に変更しました。温暖化ガスの排出削減を目指し地球環境保全活動を継続しております。

目標としては「対前年度比年間原単位1%以上のCO₂排出量削減」を掲げ、全工場を挙げ合理化を推進し目標達成のため努力しました。



生産に関して、近年の顧客の要望が「微細化・高純度化」の傾向にあり、電力を必要とした製品の要求が大きく影響し始めて、生産原単位に影響を与えております。又、作業環境管理が必要な部署では

夏場及び冬場の空調によると思われる原単位増が発生しております。

しかしながら、CO₂削減のため手段を考案して目標達成の為、努力致しました。

電気使用量その他も加味した総CO₂排出量は生産数量の変動が激しく又、顧客の要望も多様化し、原単位も前年度比原単位1%削減の目標が達成できませんでした。今年度の結果を十分に考察し、次年度の目標達成に向けて毎月の施策実施確認を行いながら、継続的に行ってまいります。

4)－2 産業廃棄物の削減

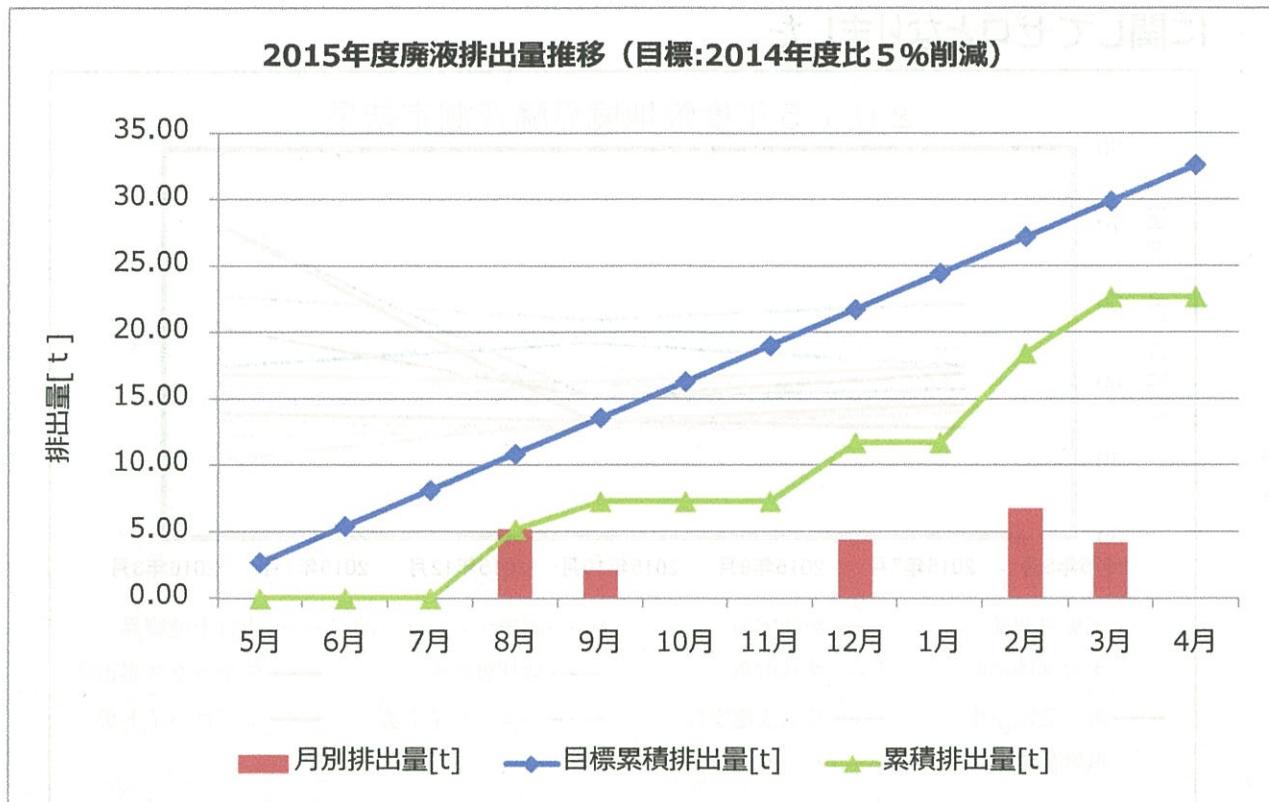
弊社においては黒鉛の精錬・粉碎工程からの汚泥・分散体製造時の洗浄排水・黒鉛原鉱石輸入時のフレコンバック等の廃プラスチックが廃棄物の主なものであり、環境目標として決定し、数値目標を立て計画的に削減して将来を見据え、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を考慮した取り組みを継続して実行しております。その結果として2011年度より廃プラスチックについては「ゼロエミッション」を達成でき、現在も維持管理できており多少ではありますが、資源の枯渇が防止できていると思っております。

4)－2－1 洗浄廃液の削減(リデュース)

計画の1期目であり前年度(2014年)廃油水・溶剤排出量(34.3トン)に対し、-5%削減する計画でスタートしました。生産するうえで分散機の洗浄や工程洗浄には水が不可欠であります。

今年度実績では目標を達成する事が出来ました。要因としては「排出原因の調査・検討・対策」、「開発からの廃液削減状況の確認と対策」、「廃溶剤の有価による資源の枯渇を検討」を手段として取り組んだ結果だと考えられます。

次年度は、生産数量の変化・顧客要求の多種多様化等の要因もありますが2014年度比の-10%削減を目的・目標に設定して達成出来るように取り組んでいきます。



4)－2－2 産業廃棄物(廃プラスチック)のリサイクル維持管理

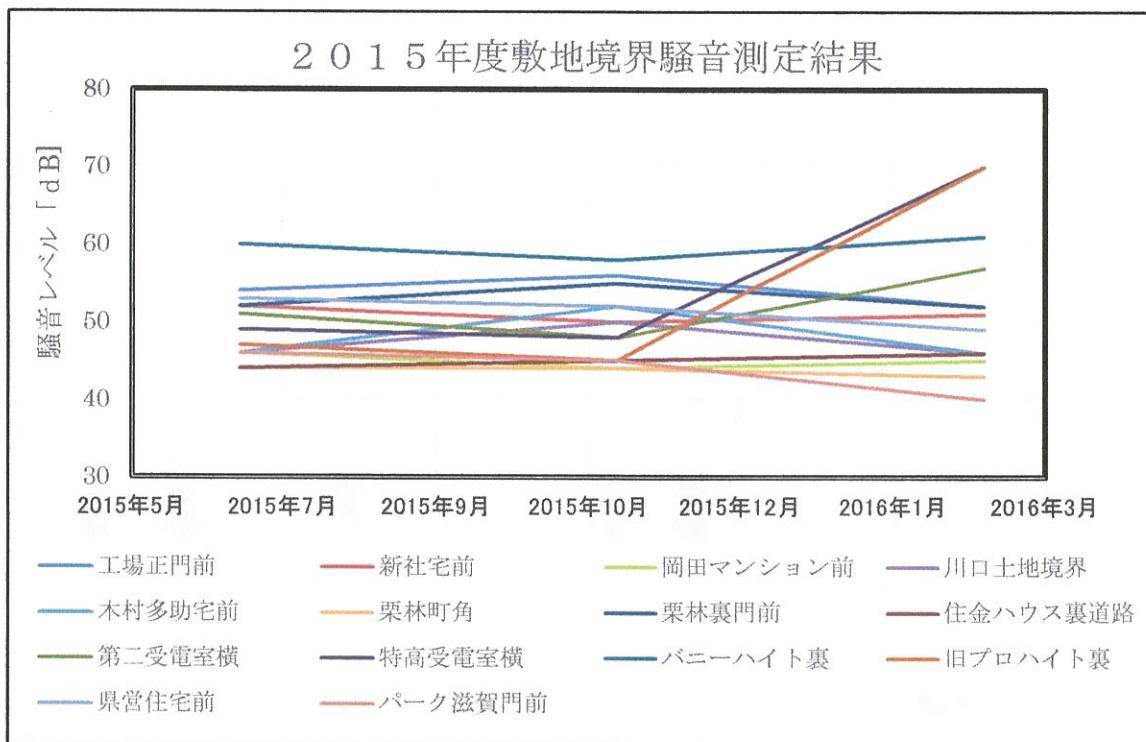
廃プラスチックとしては、原鉱石のフレコン・製品歩留まり外のウレタンが主ですが、この2項目については製品製造上やむを得ない廃棄物であり、削減は困難なため全量リサイクル(ヒートリサイクル)として処理しています。

今年度も廃プラ廃棄物の排出は「0」を達成したことの維持管理をし、塩ビ・ガラス・ゴムプラスチックについては、リサイクル用途も見つけることができ、今後は維持管理と削減をめざし活動していく所存です。

4)－3 社外からの苦情の低減

今年度も、敷地境界における騒音レベルを基準値内に維持することとし、従業員の環境改善提案による騒音防止を目的とした対策を実施しつつ、工場境界の騒音レベルを年3回測定した結果は新工場建設での一時的な工事音等により基準値以上を計測してはおりますが、自主規制値についてはクリアしております。また以前に発生した臭気苦情も各担当部署において、「臭気分科会」を組織化し、種々の改善活動の実施が功を奏して今年度に関しても臭気・騒音等の公害苦情

に関してゼロとなりました。



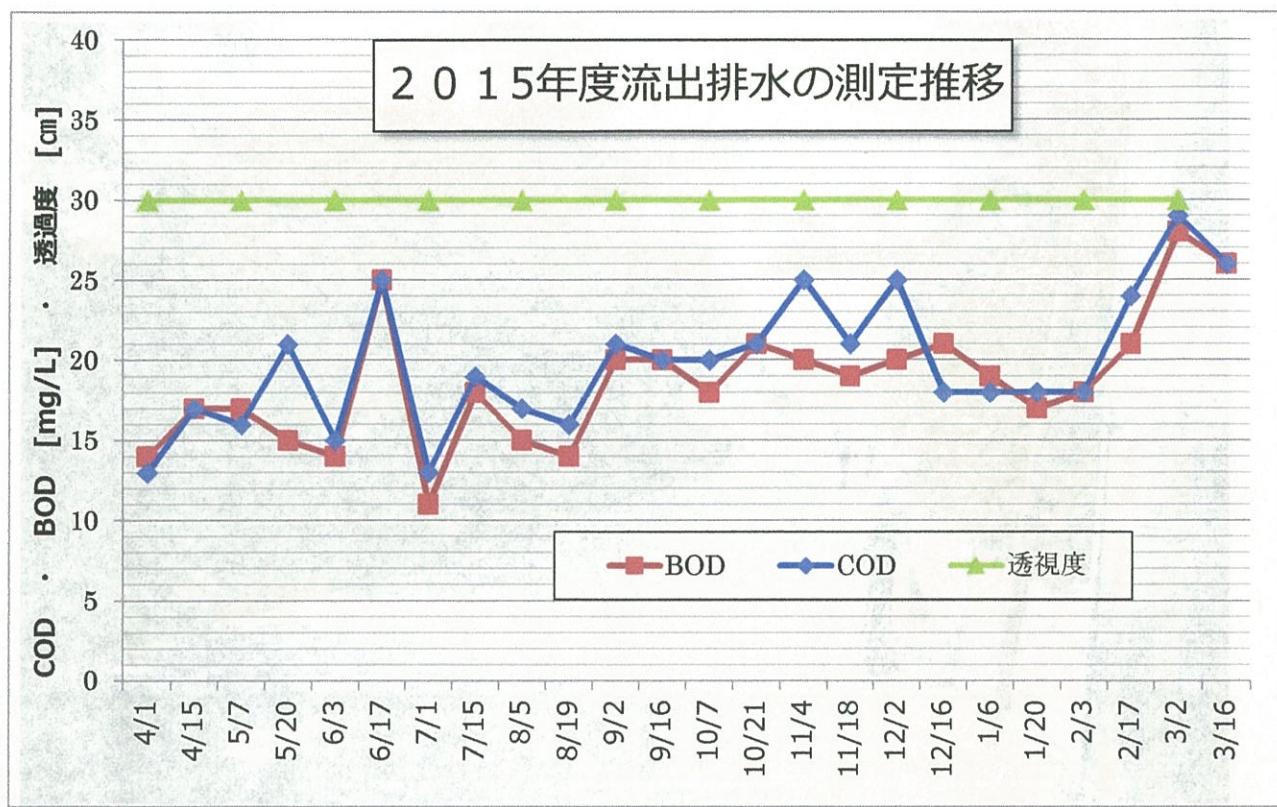
◎現在、新工場を建設中で2015年9月に近隣住民への説明会を行い利害関係者に周知を実施しました。

4)－4 水質汚染物質の排出削減

環境方針にもあるよう、母なる琵琶湖の水質を美しく保持するためには、水質汚染物質を放出しないよう日夜監視をし、又、定期測定も実施しながら水質改善に取り組んでおります。

毎月に2回の定期測定を行い、流出排水のBOD・COD値を監視しておりますが、3月において精錬薬剤管理不足における規制値近くを観測しましたが、原因の追及と対応を即座に実施し、対応の結果、通常の状態に戻りました。

この時期を除き全ての測定に於いて自主規制値及び条例規制値をクリアしており、最近では透視度も上昇して「きれいな水を琵琶湖に」という環境方針の想いが周知され、その効果として実を結んできました。



5. 環境との調和

工場周囲近隣の環境整備を実施し、周辺環境の改善に努め又、公害監視パトロールを定期的に行い、そのときに周辺住民の方よりのご質問やご意見等を受けながら周辺自治会等との連携をとりコミュニケーションを図りました。

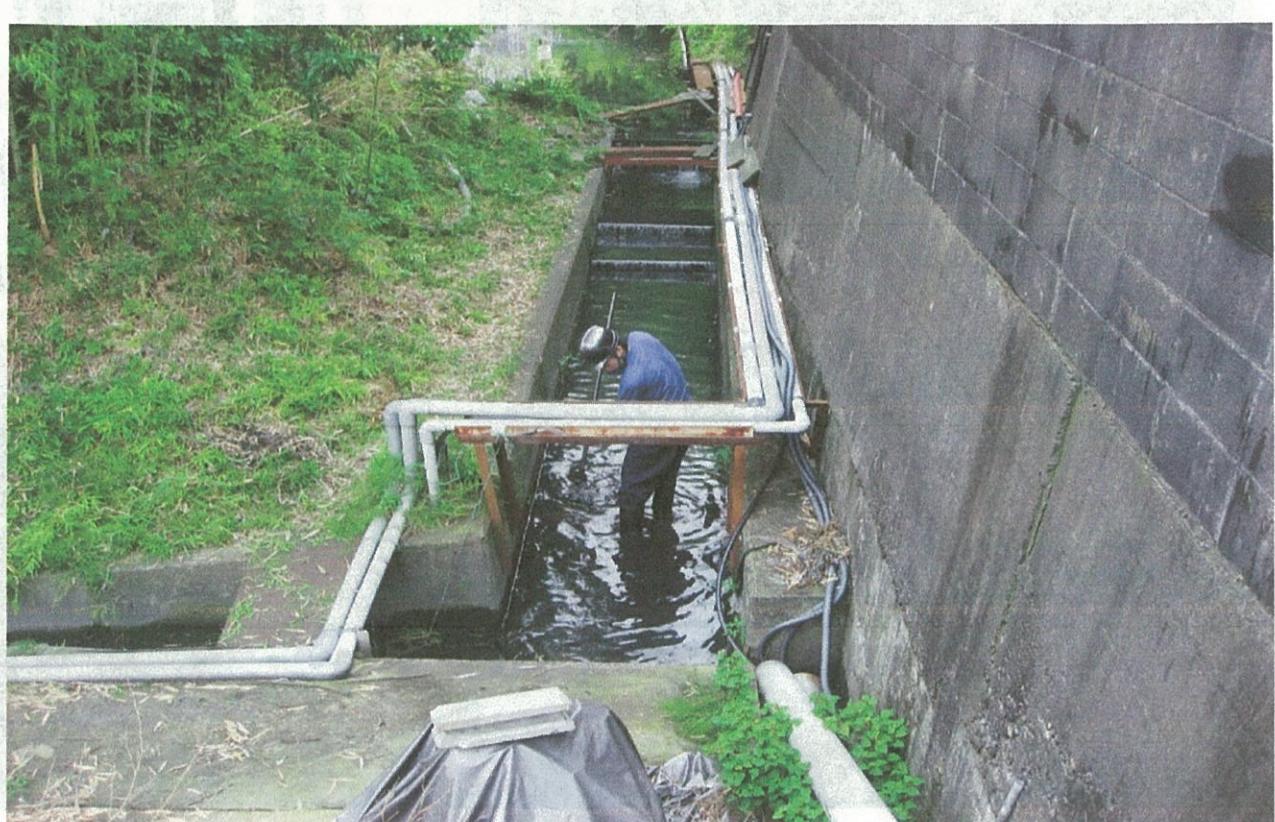
7月度には、県の環境週間行事(琵琶湖の日)の趣旨に賛同し工場周辺の草刈り及び排水路等の清掃を実施した。夏期休暇・ゴールデンウィーク前にも工場周辺の草刈りと清掃を実施しました。



びわ湖の日協賛としての工場外清掃の様子



清掃された工場前道路(大津市方向)



千葉の幹線の 工場排水経路の清掃

6. 緊急事態対応

緊急事態に備えて各部署(部門)で緊急事態を想定し、環境法規の順守(コンプライアンス)と近隣への影響を防止するため、各部門で緊急事態を想定し、計画を立ててその被害を最小限に押えることを目的として訓練しております。

おもな緊急事態として想定しているのは、

- ・製品の漏えい
- ・火災
- ・危険物の誤使用
- ・指定化学物質の誤使用

などが想定されておりその対応の手順書を作成し、緊急事態に素早い対応が出来る様訓練しております



黒鉛化学精錬製品の漏洩を想定しての訓練の様子



総合排水施設からの緊急事態訓練の様子



防火・防災避難訓練にて消火器の訓練を受けている様子

7. 環境教育

環境保全・環境改善を推進するためには、全員参加と環境に関する知識が必要であり、また、内部コミュニケーションを活発化する為に計画を立てて従業員教育を実施しております。



小集団活動としての環境教育の様子



工場全体によるビデオ教育会による環境教育の様子

教育の活動は、小集団活動を基本として実施しておりますが、全工場従業員に対してのビデオを教材とした教育も実施しております。環境に対する意識も向上してきており、教育の効果が有効であったと自負しております。

8. 問い合わせ先・連絡先

以上、弊社における2015年度の環境保全活動の経過を報告致しました。

当報告書についての御意見・御質問がございましたら、下記担当者までご連絡お願い致します。尚、当社「環境方針」及び「環境報告書」が御入り用の場合も、下記担当者までご連絡お願い致します。

日本黒鉛工業株式会社 瀬田工場

環境管理責任者:芦田守

ISO事務局 :堀井三明

住所:大津市栗林町5番1号

電話:077-545-3375

Fax:077-543-1167

Eメール:m-horii@n-kokuen.com

URL:<http://www.n-kokuen.com>